提案基準22 「道路位置指定に伴う宅地及び既存宅地における建築物の新築」

道路位置指定に伴い造成された宅地又は既存宅地の確認を受けている建築物の存しない宅地で、次に掲げる1から4までの全て、又は5の要件に該当する宅地における建築物の新築については、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により、開発審査会に付議するものとする。

- 1 次のいずれかの宅地に該当し、本市の土地利用計画及び環境の保全等に支障がないと認められるものであること。
 - (1) 道路位置指定に伴い造成された宅地で、建築物の存しない宅地
 - (2) 既存宅地の確認を受けているが、建築物の存しない宅地
- 2 上記1に該当する宅地となった以降、区画の変更が無いこと。
- 3 建築行為の申請時点で、宅地としての継続利用が可能な状態であること。
- 4 予定建築物の用途は一戸建て住宅又は兼用住宅であり、次に掲げる事項のすべてに該当すること。
 - (1) 建ペい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下、高さ10メートル 以下
 - (2) 延べ面積は280平方メートル以下、階数は2以下
- 5 その他個別具体的に検討のうえ、上記1から4までと同等の要件を備えた宅地であり、 周辺地域における居住環境等に支障を及ぼすものではなく、社会通念上真にやむを得ない と認められるものであること。

<留意事項>

- ア 新築の規模は、法第43条第1項の規定による許可不要の範囲であること(提案基準9 「既存建築物の建替等」参照)。
- イ 要件4のうち、建ペい率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条 第1項の規定による制限として、法42条第1項ただし書許可及び法第43条第1項の許 可の場合には、法第79条の規定による許可条件として付加する。